

六ツ美中部学区地域内交通 「チョイソコおかざき」運行計画

チョイソコおかざきの運行に関する事項

(1) 送迎対象

チョイソコおかざき（以下、「チョイソコ」という。）の会員登録を申込み、株式会社アイシンより利用開始の連絡を受けた者（以下、「会員」という。）及びその同乗者とする。

(2) 会員条件

六ツ美中部小学校区（以下、「学区」という。）在住者及び在勤、在学その他定期的に運行エリアへ来街する12歳（中学生）以上の者であり、自力で予約並びに停留所まで移動及び乗降をすることができる者とする。

※介助者の同行により乗降できる場合は利用可

※車いすでの利用は不可

- ・12歳以下、かつ、中学生未満の者については、会員と同行する場合にのみ乗車できるものとする。

(3) 運行日・運行時間

運行日は、月曜日から金曜日とし、（ア）から（ウ）までに該当する日を除くものとする。

（ア）祝日

（イ）岡崎市及び株式会社アイシンが別に定めた日

（ウ）その他、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日

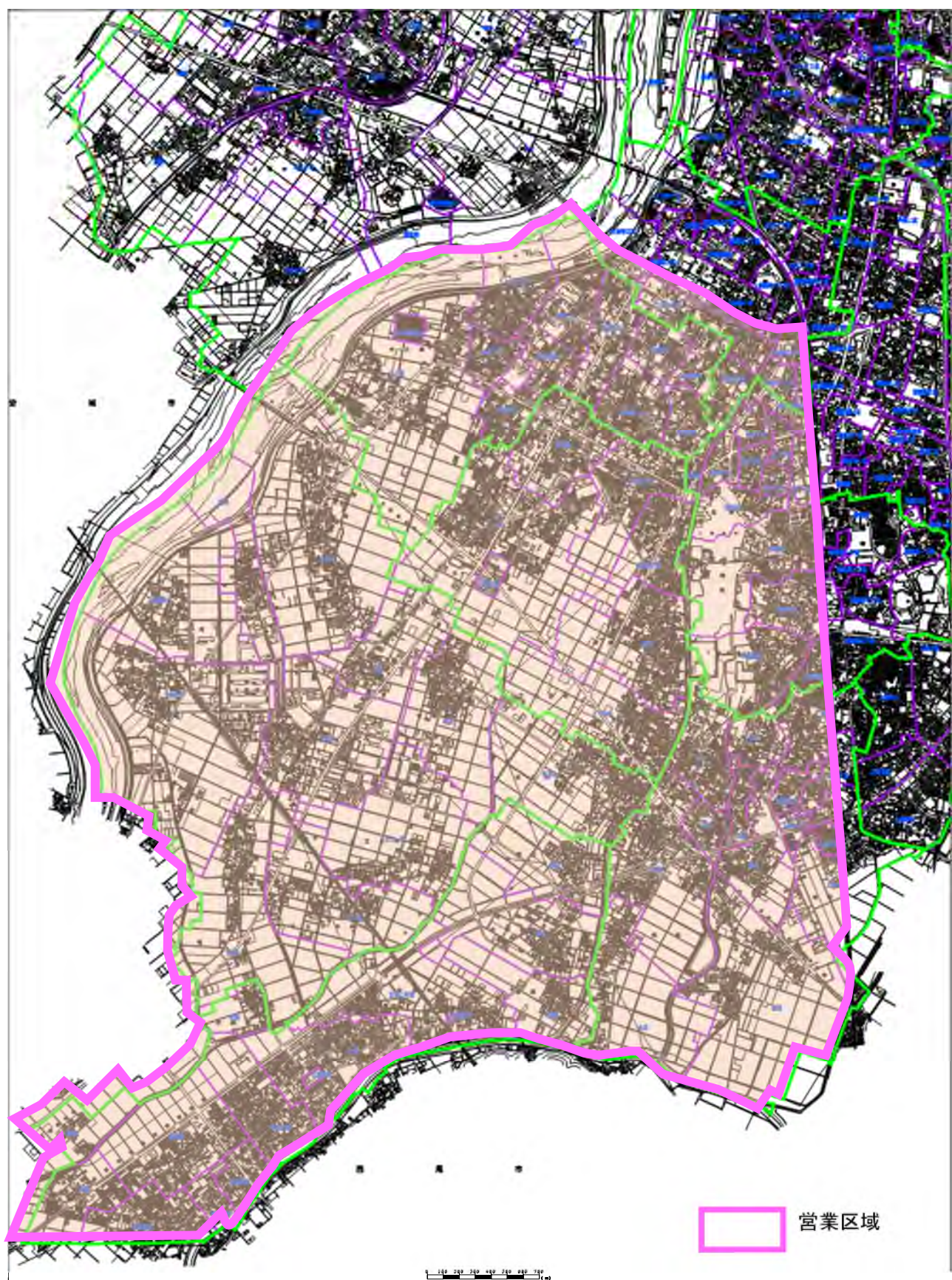
運行時間は、交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後2時までとする。

(4) 営業区域

営業区域は以下に示す区域とする。(図1 営業区域図参照)

- ・営業区域は、岡崎市内の以下区域とする。

上青野町、高橋町、合歓木町、下青野町、福桶町、上三ツ木町、下三ツ木町、在家町、坂左右町、中之郷町、赤渋町、牧御堂町、法性寺町、宮地町、羽根西1丁目、羽根西2丁目、羽根西3丁目、羽根西新町、柱1丁目、柱2丁目、柱3丁目、柱4丁目、柱5丁目、柱6丁目、井内町、土井町、野畑町、下和田町、針崎1丁目、針崎2丁目、国正町、中村町、定国町、正名町、二軒屋町、中島東町、中島中町、中島西町、安藤町、中島町、針崎町字大坪、唐桶、川辺、北門、五反田、朱印地、太夫縄手、中切、蓮谷、フ口、若松町字大廻、乙下、川田、北之切、下ギ口、高田、寺前、伝兵衛屋敷、中根、西荒子、西大夫道下、西之切、東荒子、東大夫道下、向山、森越、屋嶋、山下、山田下、上地町字赤菱、荒井、大池、貝口、下丸池、下屋敷、上明寺、新佐原、道ノ後、中野、西田、棒振、馬出し、丸根、宮脇、柱町字折戸、上川田、権九、下荒子、下川田、下地、神明、竹ノ花、土取、堤畔、西浦、林、東浦、南屋敷、上和田町字上川田、サジ、下川田、正ケン、城前、ヒソ畑、南天白、南屋敷、森崎、福岡町字上新田、荒追、荒子、荒巻、井杭、井ノ元、居屋敷、岩ヶ崎、上松、内新田、上八畑、大廻、上荒田、上糺、上高須、上流、上西野、上馬頭、上吉野、川田、河原、北居士、北御坊山、北西仲、狐島、久後、楠、御坊山、三番、シケ畑、下夕畑、清水、下荒追、下荒田、下糺、下高須、下西野、下馬頭、下吉野、白井田、新町、惣作、大唐田、大日、通長、九十九、辻、天白、天房、堂嶋、堂ノ後、永池、中瀬、長大道、中西野、仲道、7ツ沢、西市仲、西後田、西ノ切、西町後、西宮池、二番、入道、年貢田、八斗目、東市仲、東後田、東河原、東通長、東丸池、菱田、毘沙門、深田、丸池、御堂山、南河原、南御坊山、南西仲、南連台、宮池、宮西、村前、屋敷、山下、四反田、若一王子、天白町字清水、西池、東池



▲図1 営業区域図

(5) 停留所種類

チョイソコの乗降できる場所として、以下のとおり停留所を設置する。なお、停留所以外での乗降は不可とする。

- (ア) 住宅地停留所
- (イ) 公共施設停留所
- (ウ) 事業者停留所

【2023 年 10 月 1 日時点での住宅地停留所】

(ア) 住宅地停留所 45 カ所

学区内の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性及びチョイソコの運行効率、安全性を考慮し、地域住民と合意をもとに設置する以下の停留所とする。

300	下青野公民館	301	下青野中央広場ごみステ	302	下青野東	303	椿宮神社南ごみステ
304	慈光寺	320	福桶町公民館	321	福桶 6 - 2 ごみステ	322	福桶公園
323	福桶 8 - 2 ごみステ	350	上青野児童遊園地	351	上青野町新井	352	上青野神社東口
353	上青野中央口	354	上青野10組ごみステ	355	上青野高畑	356	高橋町公民館前
357	高橋町南	358	上合歓木町公民館	359	上合歓木こども広場	360	上青野中屋敷
361	上合歓木町倉庫ごみステ	362	下合歓木町公民館	363	正願寺	364	下合歓木町新田ごみステ
365	下合歓木北側	371	養楽寺	371	養楽寺	372	在家町地藏堂
373	上三・北	380	上三・前開道	381	上三・東	383	上三ツ木町公民館
384	上三・西	385	下三東側ごみステ	386	下三西側ごみステ	387	下三ツ木町薬師
388	下三ツ木町田中	390	坂左右町公民館	391	坂左右北	392	坂左右中央ごみステ
393	坂左右北東	394	みさかはし西	395	坂左右東	396	上青野11組ごみステ
397	高橋町中						

(イ) 公共施設停留所 11 カ所

市の申し出により公共施設等周辺に設置する下記停留所とする。

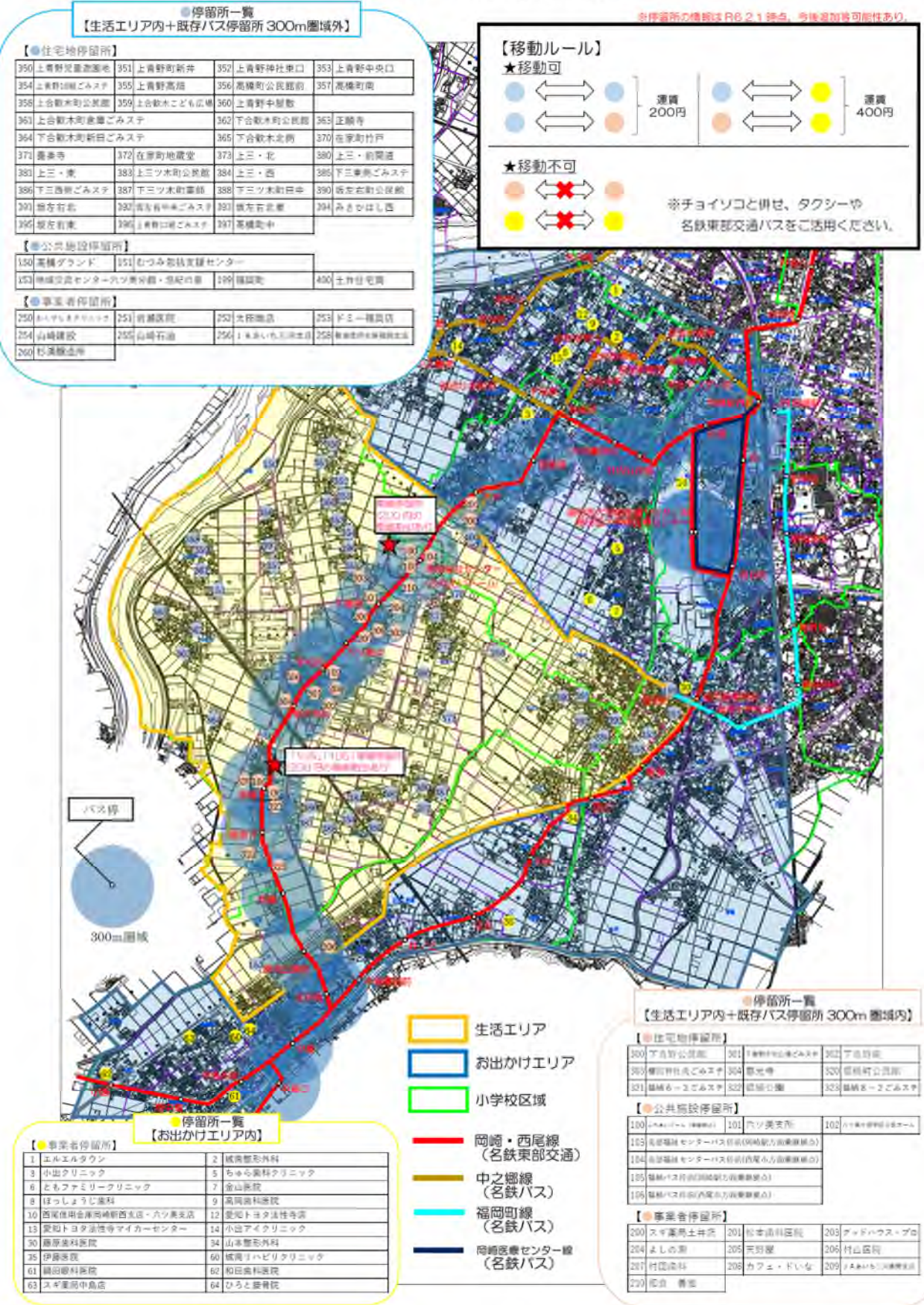
100	ふれあいドーム（乗継拠点）	101	六ツ美支所	102	六ツ美中部学区市民ホーム	103	東部福祉センターバス停前(両崎駅方面乗継拠点)
104	市部福祉センターバス停前(西尾市方面乗継拠点)	105	福桶バス停前(乗継拠点)	150	高橋グランド	151	むつみ包括支援センター
153	地域交流センター六ツ美分館・悠紀の里	199	福岡町	400	土井住宅南		

(ウ) 事業者停留所 40 カ所

株式会社アイシンが指定するスポンサー契約への申込みがあった事業者の所在地に設置する下記停留所とする。

1	エルエルタウン	2	城南整形外科	3	小出クリニック	5	ちゅら歯科クリニック
6	ともファミリークリニック	7	金山医院	8	ほっしょうじ歯科	9	高岡歯科医院
10	西尾信用金庫六ツ美支店	11	名古屋トヨペット法性寺店	12	カローラ愛豊法性寺店	13	ネッツ愛知U-Car法性寺店
14	小出アイクリニック	30	藤原歯科医院	34	山本整形外科	35	伊藤医院
60	城南リハビリクリニック	61	鍋田眼科医院	62	和田歯科医院	63	スギ薬局中島店
64	ひろと接骨院	200	スギ薬局土井店	201	松本歯科医院	203	グッドハウス・プロ
204	よしの瀬	205	天野屋	206	村山医院	207	村田歯科
208	カフェ・ド・いな	209	J A あいち三河青野支店	210	和食 善雅	250	おくやしきクリニック
251	岩瀬医院	252	太田商店	253	ドミー福岡店	254	山崎建設
255	山崎石油	256	J A あいち三河本店	258	碧海信用金庫福岡支店	260	杉浦醸造所

「チョイソコおかざき」運行区域図



▲図2 停留所位置図

(6) 運賃

「生活エリア」内の停留所間の移動は1乗車につき1人200円の定額とする。

「お出かけエリア」内の停留所を含む移動は1乗車につき1人400円の定額とする。

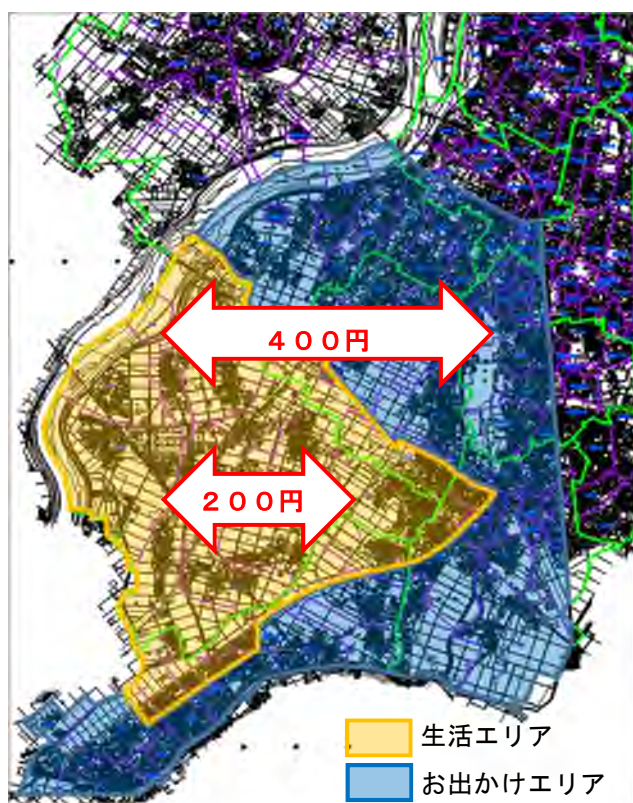
会員は乗継券を200円相当として利用することができる。

会員は回数券を1枚200円相当として利用することができる。(200円券12枚綴り2,000円で販売。有効期限はチョイソコおかざき運行終了時までとする。)

「生活エリア」及び「お出かけエリア」は図5に示すエリアとする。

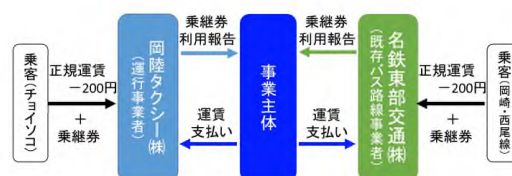
- ・「生活エリア」は学区から外へ500m以内の主な道路等を境界としたエリアとする。
 - ・「お出かけエリア」は「生活エリア」内にスーパーマーケットや病院などの日常生活に必要な店舗等が少ないことを考慮し、1級河川や鉄道敷等の交通上ボトルネックとなる箇所及び市域を超えない範囲で設定するものとする。
- ※「日常生活に必要な店舗等が少ない」エリアの基準は、岡崎市立地適正化計画に定められた居住誘導重点区域及び居住誘導区域の占有率が50%未満のエリアとするものとする。
- ・運賃は乗車につき200円及び400円(消費税及び地方消費税含む)の定額制とし、利用者は乗車時に当該運賃を払うものとする。
 - ・障がい者、介助者、小学生以下等を含む全ての人は、上記の運賃とする。
 - ・使用された乗継券は、名鉄東部交通株式会社及びチョイソコおかざきの運行事業者が集計し、株式会社アイシンにその運賃相当額を請求するものとする。株式会社アイシンは運賃としてそれぞれに支払うものとする。

～運賃イメージ～

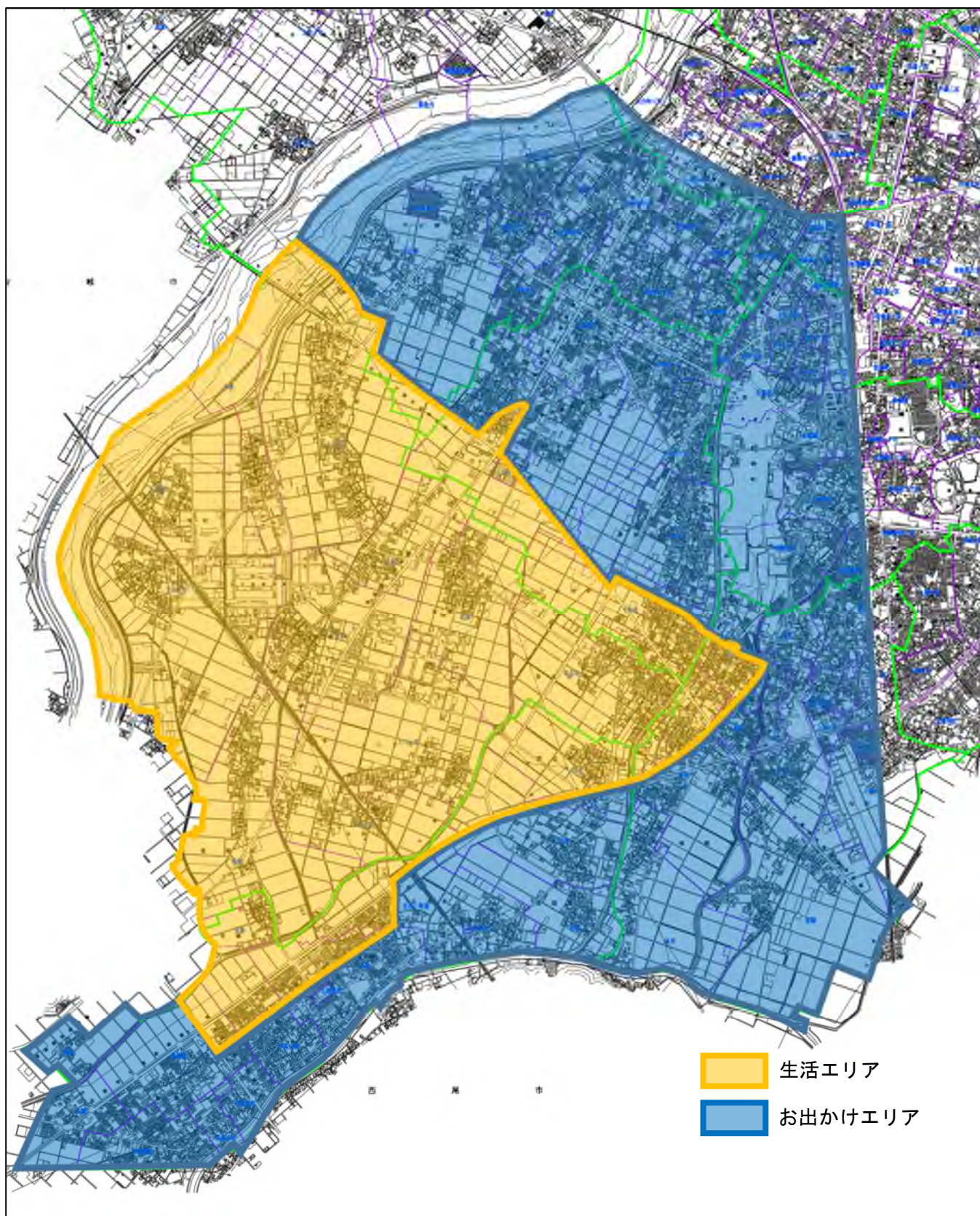


▲図3 運賃

～乗継券の取り扱いイメージ～



▲図4 乗継券の取り扱いイメージ図



▲図5 エリア図

(7) 移動ルール

停留所間の移動のみ可能とする。

生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス路線の停留所 300m 圏域内の停留所どうしの移動は禁止とする。

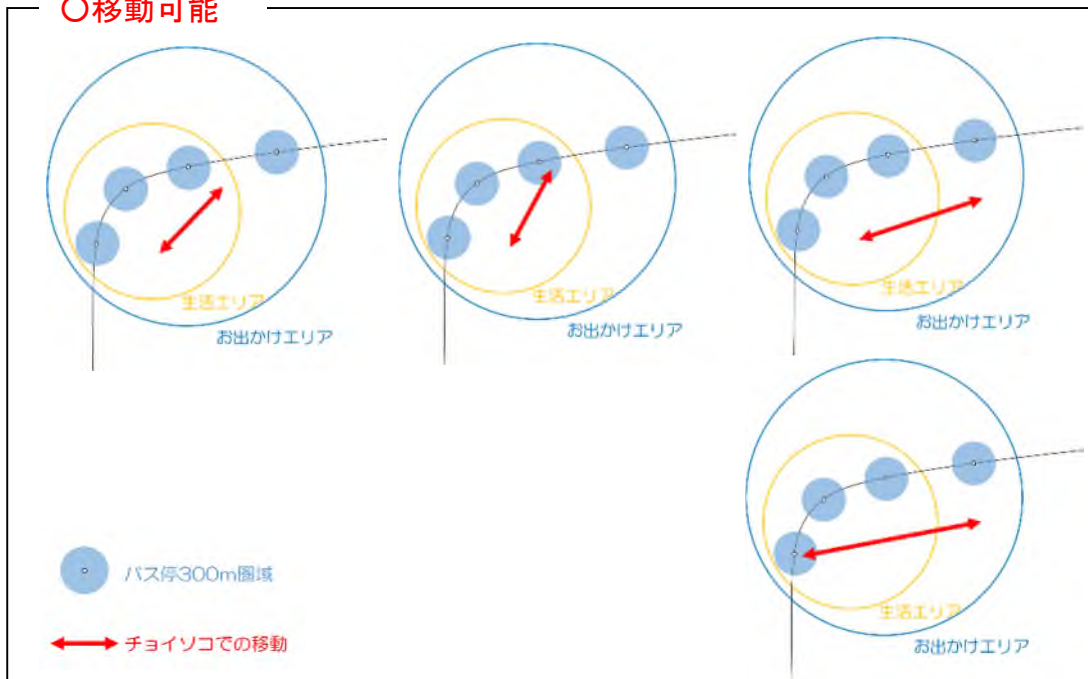
お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。

「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。

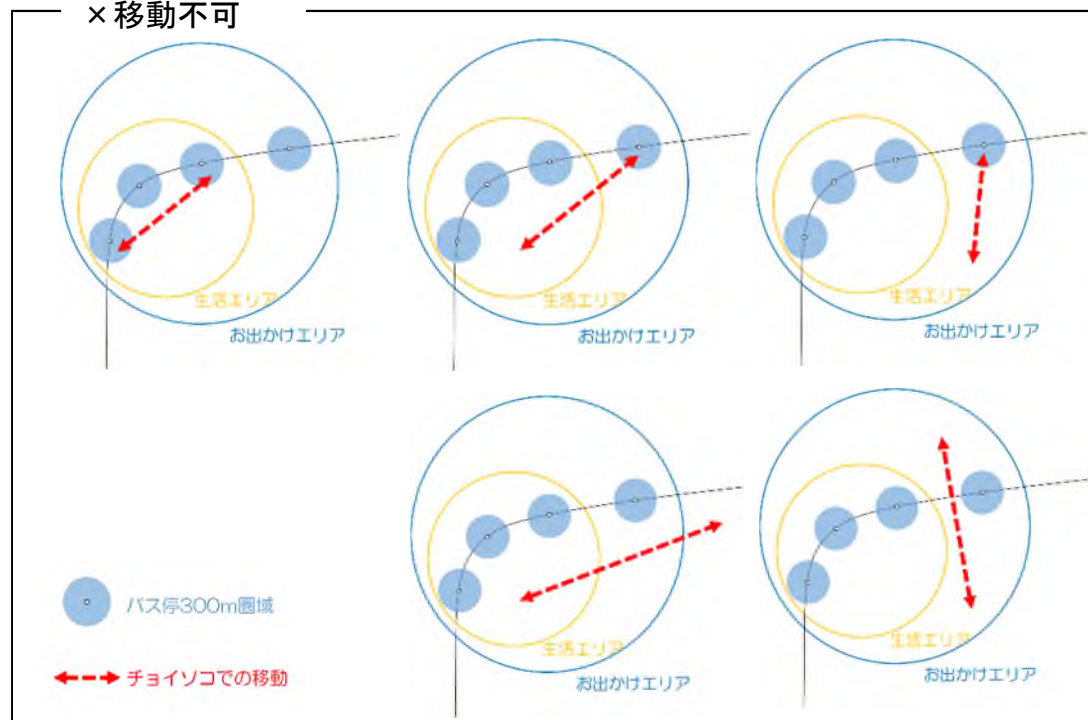
- ・ 既存バス路線は岡崎・西尾線（下青野経由）とする。
- ・ (11) 停留所設置ルールに基づき、お出かけエリア内の既存バス路線の停留所 300m 圏域内及び営業区域外は停留所設置不可のため、移動することはできない。
- ・ 「「福岡町」停留所」は図 2 「停留所位置図」内の 199 で示す停留所である。
- ・ 「坂左右町区域内の停留所」は図 2 「停留所位置図」内の 390～395（2021 年 8 月 2 日時点）で示す停留所である。

～移動ルールイメージ～

○移動可能



×移動不可



▲図 6 停留所間移動ルールイメージ図

(8) 乗継券の発行

チョイソコ「ふれあいドーム」停留所、「南部福祉センターバス停前」停留所、「福桶バス停前」停留所、岡崎・西尾線「南部福祉センター」停留所及び「福桶」停留所を乗継停留所とする。

チョイソコ運行事業者は「ふれあいドーム」停留所、「南部福祉センターバス停前」停留所及び「福桶バス停前」停留所で降車する乗客に限り乗継券を発行することができる。

岡崎・西尾線運行事業者は「南部福祉センター」停留所及び「福桶」停留所で降車する乗客に限り乗継券を発行することができる。

乗継券の発行は乗客からの請求によるもののみとし、請求された場合は速やかに発行するものとする。

- ・ 会員の乗継抵抗の緩和及び利用促進策としてチョイソコ、既存バス路線双方で乗継ぎ割引を実施する。

(9) 乗継券の利用ルール

会員は乗継券を取得した当日に限り、チョイソコ「ふれあいドーム」停留所、「南部福祉センターバス停前」停留所、「福桶バス停前」停留所、岡崎・西尾線「南部福祉センター」停留所及び「福桶」停留所から乗車する便において乗継券を使用することができる。

- ・ 既存バス路線の乗車により取得した乗継券はチョイソコで、チョイソコの乗車により取得した乗継券は既存バス路線で利用できるものとする。

【平日ダイヤ】

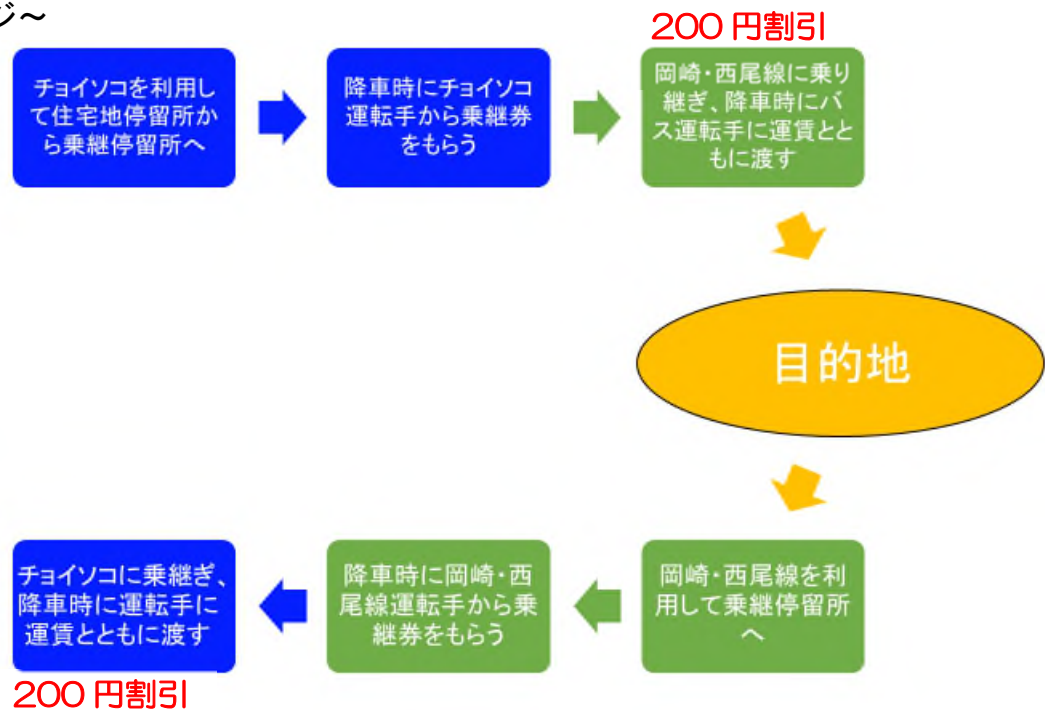
	8 時	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時
岡崎駅 方面	26 49	43	43	43		13	13 43
中 島 方面	48	39	20	20	20	50	50
チョイソコ 運行時間							

▲表 1 (参考) 岡崎・西尾線(南部福祉センター停留所)ダイヤ 一部抜粋

	8 時	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時
岡崎駅 方面	21 44	38	38	38		08	08 38
中 島 方面	53	44	25	25	25	55	55
チョイソコ 運行時間							

▲表 2 (参考) 岡崎・西尾線(福桶停留所)ダイヤ 一部抜粋

～利用イメージ～



▲図7 乗継券利用手順イメージ図



▲図8 乗継券面イメージ図

(10) 予約方法

チョイソコの利用を希望する会員は電話もしくはアプリにて、利用希望日の2週間前から利用希望日時の15分前までに、会員番号、氏名、乗車人数、利用希望日時、乗降希望箇所を伝えるものとする。

- ・予約可能日時は以下のとおりとする。
 - (ア) 電話の場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後2時までとする。ただし、年末年始等、岡崎市及び株式会社アイシンが別に定めた日を除く。
 - (イ) アプリの場合は、年中無休とする。ただし、当日の予約は利用希望時刻の15分前までとし、岡崎市、株式会社アイシンが別に定めた日を除く。

(11) 停留所設置ルール

(ア) 設置手続きについて

停留所の設置を行う場合は、本項目の（イ）及び（ウ）を満たし、かつ、六ツ美中部学区エリアバス運営協議会（以下、「運営協議会」という）にて承認を受けたもののみの設置できるものとする。なお、岡崎市交通政策会議には速やかに報告を行うものとする。

- ・ 運営協議会での承認の際には、岡崎市、株式会社アイシン及び運行事業者が承認したものに限るものとする。
- ・ 停留所の安全等を配慮し、事前に公安委員会への協議及び相談等を行うものとする。
- ・ 停留所の名称変更等の軽微な変更については、変更後に岡崎市交通政策会議にて速やかに報告するものとする。

～停留所表示イメージ図～



▲図 9 停留所表示イメージ図

(イ) 設置位置について

住宅地停留所は、学区内の任意の場所に設置できるものとする。

事業者停留所は、営業区域内に所在する事業所に設置できるものとする。ただし、「お出かけエリア」内については既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもののみ設置できるものとする。

公共施設停留所は、市の申し出により公共施設等周辺に設置できるものとする。

- ・ 住宅地停留所は、地域住民の利便性及びチョイソコおかざきの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置するものとする。
- ・ 事業者停留所は、株式会社アイシンが指定するスポンサー契約への申込みがあった事業者の所在地に設置するものとする。
- ・ 「既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもの」とは、以下の全ての条件を満たしたものとする。

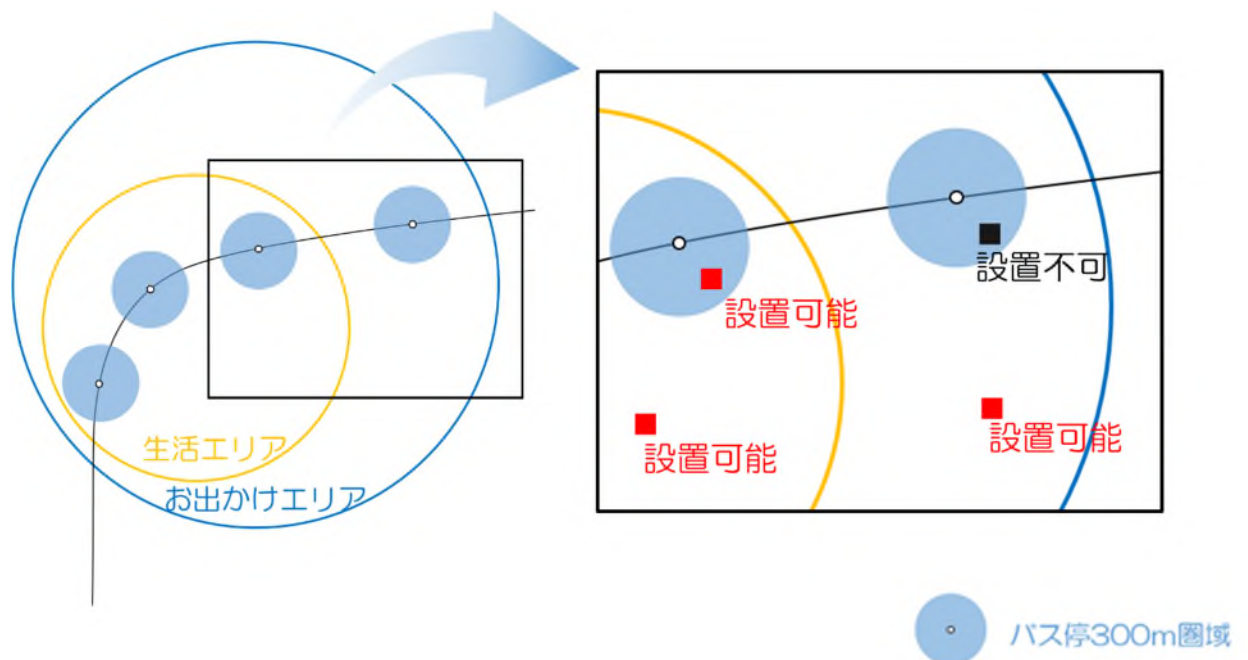
(a) チョイソコから乗換ができる既存バス路線の停留所を中心とした半径 300m 圏域外であり、既存バス路線では行くことができない事業所であること。

※圏域内外の判断基準は、目的物全体が含まれるものか否かとする。

※既存バス路線からその他のバス路線へ乗換えて行ける事業所については、チョイソコの乗車から考えると 2 回以上の乗換が必要となり、実際に利用される経路とは考えづらいため既存バス停留所圏域とは考えないものとする。

(b) チョイソコから乗換ができる既存バス路線の運行事業者である名鉄東部交通株式会社及び、愛知県タクシー協会岡崎支部と協議し、問題ないと判断されたものであること。

～事業者停留所位置イメージ図～



▲図 10 事業者停留所位置イメージ図

(ウ) 設置申込みについて

住宅地停留所の設置は、会員の発意により運営協議会に諮るものとする。

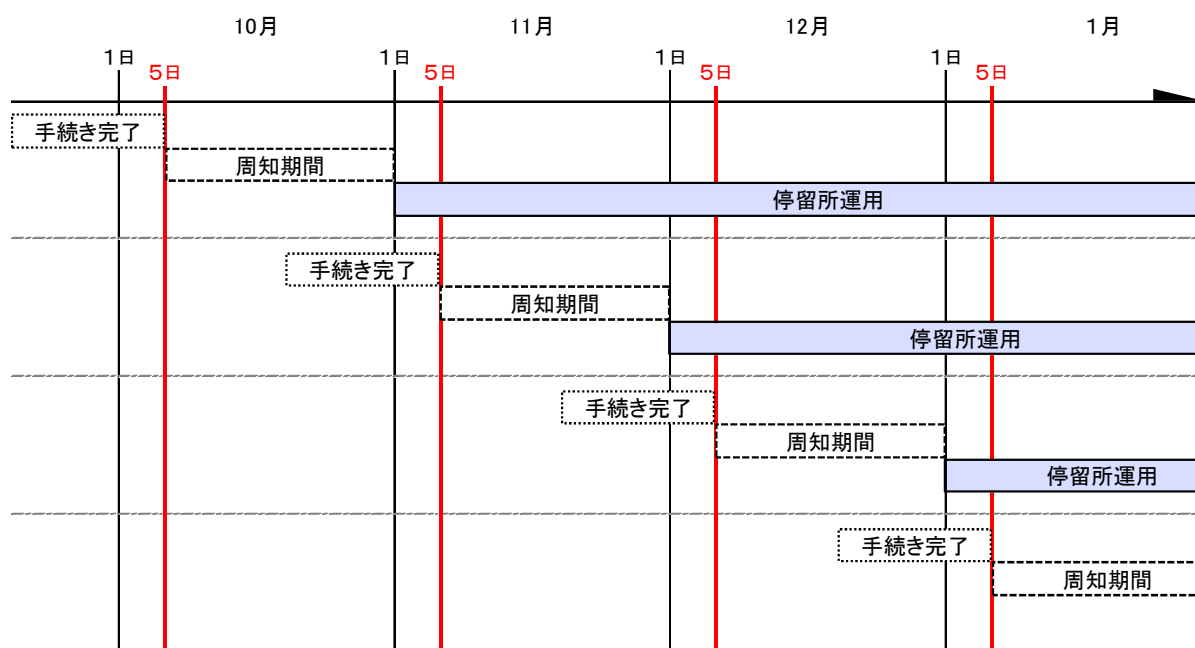
事業者停留所は、設置を希望する事業者が株式会社アイシンへ申込み等手続きを行ったもののみ運営協議会に諮るものとする。

公共施設停留所の設置は、会員及び岡崎市、株式会社アイシンの発意により運営協議会に諮るものとする。

それぞれ、毎月5日までに申込み手続き等を完了することで、翌月1日より設置できるものとする。

- ・ 住宅地停留所の設置について、発意する会員は十分な利用（延べ10人／月以上）が見込まれる場所にのみ発意できるものとする。

～新規設置イメージ～



▲表3 停留所新規設置行程イメージ

(12) 停留所廃止ルール

(ア) 廃止手続きについて

停留所の廃止を行う場合には、運営協議会にて承認されたもののみ廃止できるものとする。なお、岡崎市交通政策会議には速やかに報告を行うものとする。

- ・運営協議会での承認の際には及び岡崎市、株式会社アイシン及び運行事業者が承認したものに限るものとする。

(イ) 廃止申込みについて

住宅地停留所及び公共施設停留所は、会員または岡崎市、株式会社アイシンのいずれかが発意することにより運営協議会に諮るものとする。

事業者停留所は、廃止を希望する事業者の発意または廃業等、その他不測の事態により運営協議会構成員が廃止すべきと判断した場合は運営協議会に諮るものとする。

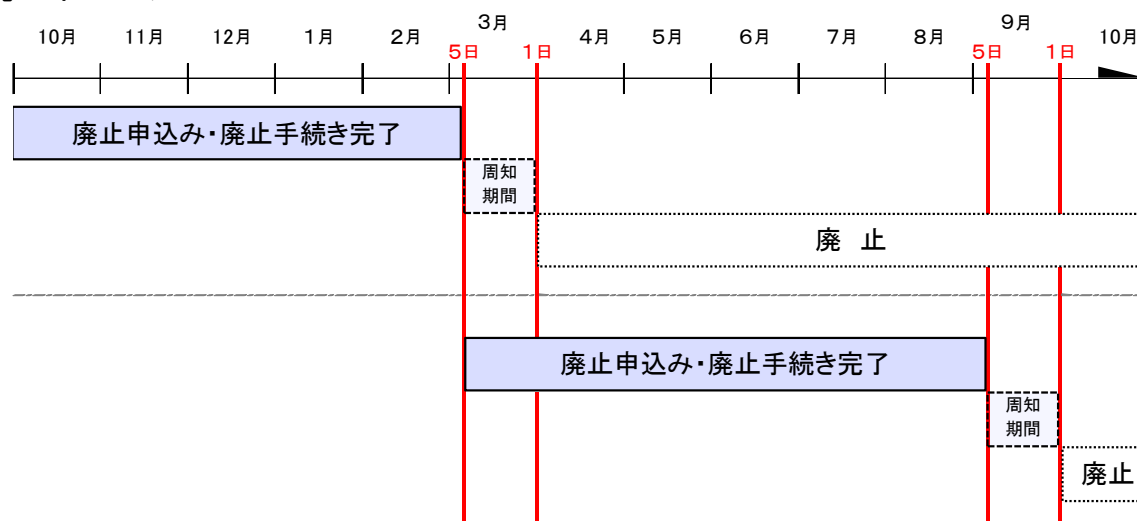
それぞれ、3月または9月（以下、「廃止月」という。）の5日までに廃止手続きを行うことで廃止月の末日をもって廃止できるものとする。

停留所運用期間が6カ月未満の停留所については、利用者の利便性を考慮し、原則廃止できないものとする。ただし、以下に該当する停留所については、この限りではない。

- (a) 短期的なイベント（季節限定のイベント等）のために設置された停留所
- (b) その他廃止すべき特別な事由が認められる停留所

- ・廃止については会員の利便性を損なうものとなるため慎重に判断するものとする。

～廃止イメージ～



▲表4 停留所廃止行程イメージ

(13) 運行車両

登録車両は計 49 台（常用車両 1 台＋予備車両 48 台）とする。

- ・ 車両は運行事業者が用意する普通車（セダンタイプ又は J P N タクシー等）とする。
- ・ 運行事業者は、上記車両を用いて道路運送法第 4 条第 2 項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送を行うものとする。

(14) 運行事業者

運行事業者は岡陸タクシー株式会社とする。

(15) チョイソコ通信

株式会社アイシンは、原則 1 ヶ月に 1 回程度、広報誌（以下、「チョイソコ通信」という。）を送付するものとする。

記載内容は、停留所の設置及び廃止、イベント情報等、その他岡崎市、株式会社アイシンが必要と判断するものとする。